

防 火 管 理 の 計 画 書

特定供給設備

バルク貯槽の場合

1. 目 的

この計画は、バルク特定供給設備における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、L P ガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

3. 自 主 点 檢

- (1) 業務主任者は、バルク特定供給設備の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を○○営業所所長に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要あると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) バルクローリからバルク貯槽へのL P ガス受入時にガスを漏えいさせないこと。
- (2) バルク貯槽に自動車等の車両が接触しない措置を講ずること。
- (3) バルク貯槽の周辺には、可燃性の物を置かないこと。
- (4) バルク貯槽の周辺では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (5) バルク貯槽の消火器は毎月1回以上点検すること。

5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関すること。
- (4) 消防隊の誘導に関すること。
- (5) その他

6. 消防機関への連絡等

(1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。

(2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、○○営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。

(3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を習得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければなければならない。

自 主 点 檢 記 錄 表

点検項目	点 檢 月 日	月／日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	点 檢 者	印													
	販売事業者	確認印													
1	バルク貯槽又はその周辺に緊急連絡先が表示されているか。														
2	緊急連絡先の文字は鮮明か。														
3	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適當か。														
4	バルク貯槽は、火気取扱施設から5m以上の距離があるか。*														
5	バルク貯槽のガスの漏えいはないか。														
6	バルク貯槽の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。														
7	バルク貯槽の基礎は、有害な割れ、沈下等がないか。														
8	バルク貯槽に自動車等の車両が接触しない措置が講じてあるか。														
9	バルク貯槽の腐しょく、割れ等の欠陥はないか。														
10	バルク貯槽の電気設備は異常ないか。														
11	バルク貯槽の消火器は所定の場所にあるか。														
12	バルク貯槽の消火器の標示は有効か。														
13	バルク貯槽の消火器は有効に使用できるか。														

備考 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。 *バルク貯槽が3トン以上の場合は、8m以上の距離とすること

特　記　事　項

	月　　日	項　　目	内　　容　(処　置)
点 検 以 外 の 記 録 事 項			

備考 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。